

令和元年台風第19号による被災地域における
県税の申告・納付等の期限の延長について
(お知らせ)

令和2年8月7日
大分県総務部税務課

大分県では、今回の災害による被害の状況を考慮して、次に掲げる地域にお住まいの方の県税の申告期限等を次のとおり延長します。

なお、大分県にお住まいの方で災害により申告・納付等ができない場合は、最寄りの県税事務所へご相談ください。

○指定地域

県名	指定地域
岩手県	久慈市 下閉伊郡普代村
宮城県	角田市 伊具郡丸森町
福島県	郡山市 いわき市 須賀川市 田村市 東白川郡矢祭町 石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡太子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

○対象者

指定地域内に住所又は居所(法人の場合は本店又は主たる事務所等の所在地)を有する納税者又は特別徴収義務者

○延長する期限

令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来する申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限(審査請求に関するもの、条例第21条第1項第1号及び第2号の規定により課する個人の県民税、条例第60条第1項の規定により申告納付すべき自動車税の環境性能割、地方税法第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割、条例第108条の規定により課する狩猟税並びに地方税法附則第29条の11及び第29条の12第1項の規定により申告納付すべき軽自動車税の環境性能割を除く。)

○延長後の期限

令和2年8月31日

※詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

別府県税事務所	別府市大字鶴見字下田井14-1	TEL0977-67-8211	
大分県税事務所	大分市府内町3-10-1	TEL097-506-5771	
	自動車税管理室	大分市大津町3-4-13	TEL097-552-1121
	佐伯納税事務所	佐伯市長島町1-2-1	TEL0972-22-3021
	豊後大野納税事務所	豊後大野市三重町市場1123	TEL0974-22-7501
日田県税事務所	日田市城町1-1-10	TEL0973-22-4175	
中津県税事務所	中津市中央町1-5-16	TEL0979-22-2920	